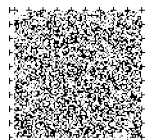
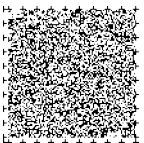


だい しょう そう ろん 第 1 章 総 論

- 1 しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく さくてい
障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたって
- 2 けいかくさくてい きほんてきじこう
計画策定の基本的事項
- 3 だい きけいかく しんちよくじょうきょう
第4期計画の進捗状況





1 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたって

1 計画の目的・性格

○この計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として定めるものです。

「障害福祉計画」としては、障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、障害のある方が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」という。）の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について定めます。

また、「障害児福祉計画」としては、児童福祉法の趣旨を踏まえ、障害のある児童が身近な地域で支援を受けることができるよう、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」という。）の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について定めます。

なお、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」は一体のものとして策定いたします。

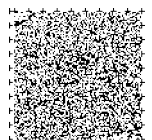
【障害者総合支援法第88条】

(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項



3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

《第4項及び第5項 略》

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

【児童福祉法第33条の20】

(市町村障害児福祉計画)

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

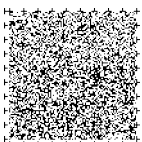
2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策



二 ぜんこうだい ごう していつうしよ し えんまた していしょうがい じ そうだん し えん ていきょうだいせい
の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に關
する事項

《第4項及び第5項 略》

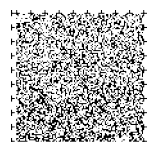
6 しちょうそんしょうがい じ ふく し けいかく は、しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そう
ごうてき に支援するための法律第88条の第1項に規定する市町村障害
福祉計画と一体のものとして作成することができる。

※しょうがいしゃそうごう し えんほう もくてき だい じょうぼつすい
※ 障害者総合支援法の目的（第1条 抜粋）

この法律は、しょうがいしゃ きほんほう きほんてき りねん しんだいしょうがいしゃふく し
法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童
福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、しょうがいしゃ
及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日
常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス
に係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障
がいしゃおよびしょうがい じ ふく し しょうしん はか しょうがい うむ
害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず
こくみん そう こ じんかく こせい そんちょう あんしん く ちいきしゃかい
国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会
の実現に寄与することを目的とする。

○くに さだ しょうがいふく し けいかくおよ しょうがい じ ふく し けいかく きほんしん そく さくてい
○ 国の定める障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針に即して策定します。

○しせいうんえい しどうりねん なごやしきほんこうそう もと しせい きほんてき ほうこうせい
○ 市政運営の指導理念である「名古屋市基本構想」の下、市政の基本的な方向性を
示した「名古屋市総合計画2018」や関連する個別計画との整合性を保ちながら
策定します。



○本市の障害者施策に関する個別計画として位置づけている「名古屋市障害者基本計画（第3次）」を踏まえつつ、障害福祉計画は障害福祉サービス等、障害児福祉計画は障害児通所支援等の提供体制に限定して策定するものです。

※「名古屋市障害者基本計画（第3次）」

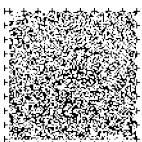
＜基本的な考え方＞

「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」の実現

＜重点的に取り組むべき施策＞

- 1 障害を理由とする差別の解消を進めるとともに、アクセシビリティの向上と権利擁護の推進を図ります。
- 2 生涯を通じて安定した地域生活がおくれるよう、当事者主体の総合的な支援を進めます。
- 3 雇用・就業に関する支援を拡充します。
- 4 障害者を支援する人材の育成や確保を図ります。
- 5 地域における防災対策を推進します。

○新たな法制度の成立等により、本計画の内容が変更になる場合があります。



2 けいかく き かん 計 画 期 間

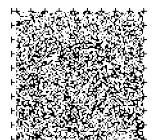
○ だい きしょうがいふくしけいかくおよ だい きしょうがいじふくしけいかく けいかく き かん へいせい ねん ど
第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の計画期間は、平成30年度から
32年度までの3年間となります。

しょうがいふくし けいかく 【 障 害 福 祉 計 画 】

だい きけいかく 第1期計画 へいせい ねん ど (平成18～20年度)	へいせい ねん ど もくひょう 平成23年度を目標として、地域の実情に ちいき じつじょう おう 応じた すう ち もくひょうおよ しょうがいふくし 数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定。
だい きけいかく 第2期計画 へいせい ねん ど (平成21～23年度)	だい き じっせき ふ 第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成。
だい きけいかく 第3期計画 へいせい ねん ど (平成24～26年度)	しょうがいしゃ じりつ しえんほう かいせいとう ふ 障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度 へいせい ねん ど を目標として、第3期障害福祉計画を作成。
だい きけいかく 第4期計画 へいせい ねん ど (平成27～29年度)	しょうがいしゃ ぞうごう しえんほう せ ころとう ふ 障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度 へいせい ねん ど を目標として、第4期障害福祉計画を作成。
だい きけいかく 第5期計画 へいせい ねん ど (平成30～32年度)	しょうがいしゃ ぞうごう しえんほう かいせいとう ふ 障害者総合支援法の改正等を踏まえ、平成32年度 へいせい ねん ど を目標として、第5期障害福祉計画を作成。 しょうがいふくし けいかく しょうがいじ ぶくし けいかく いったいてき さくてい (障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的に策定)

しょうがいじ ぶくし けいかく 【 障 害 児 福 祉 計 画 】

だい きけいかく 第1期計画 へいせい ねん ど (平成30～32年度)	じ どうぶくし ほう かいせいとう ふ 児童福祉法の改正等を踏まえ、平成32年度を目標 へいせい ねん ど もくひょう として、第1期障害児福祉計画を作成。 だい き しょうがいじ ぶくし けいかく さくてい (障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的に策定)
---	---



3 計画の策定体制と市民意見の反映

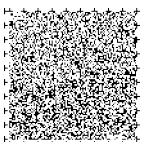
○障害福祉計画及び障害児福祉計画は、サービスを利用する障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）のニーズを把握し、意見を反映させる必要があります。

○本市では計画策定に際して、「名古屋市障害者施策推進協議会」の下に専門部会を設け、計画の内容の検討を行いました。

この専門部会には、身体障害（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害）、知的障害、精神障害の障害当事者を始め、障害者団体・障害福祉施設・学識経験者・障害者基幹相談支援センターの方々等に参加していただき、当事者、その家族や支援者の声を反映するよう努めました。また、計画の案の段階で、パブリックコメントにより市民の意見聴取を行いました。

○また、障害者等のニーズを把握し、その実態を踏まえた上で計画を作成する必要があることから、「名古屋市障害者基礎調査」、「名古屋市障害福祉サービス等の利用に関するアンケート調査」を実施しました。

（なお、調査結果の概要については、巻末に資料として掲載しています。）



地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めるとともに、障害者等やその家族の高齢化、重度化を見据え、医療的ケアが必要な方への支援を含め、地域生活を支援する体制の一層の充実を図ります。

また、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを行うことができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるために、地域の精神保健医療福祉の一体的な取組と差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進を図ります。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

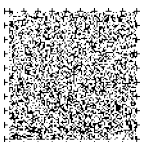
地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、障害や高齢といった制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等の取組や、医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるように各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を推進します。

（５）障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援する必要があることから、障害の疑いがある段階から、身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実と地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児が子どもから大人へと成長するライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。



2 障害福祉サービスの提供体制に関する基本的な考え方

(1) 必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障

訪問系サービスの充実を図り、支援を必要とする障害者等に必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障します。

(2) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。また、地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点等の整備を図ります。

(3) 福祉施設から一般企業等への就労移行等を推進

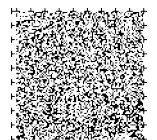
就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般企業等への就労移行を進めるとともに、一般就労した障害者に対し就労定着に向けて継続した支援を図っていきます。また、就労支援を担う事業所の質の向上や企業開拓を進め、雇用の場の拡大を図っていきます。

(4) 相談支援の提供体制の充実

障害福祉サービス等支給決定者のほぼ全員に対して計画作成ができる状況となっておりますが、今後は計画相談支援の質の向上を図ります。また、基本相談支援及び地域移行支援の一層の促進に向けて相談支援事業所の充実に努めていきます。

(5) 高齢化・重度化への対応

今後の障害者等の高齢化・重度化や障害者等の家族の高齢化やそれに伴って発生する様々な課題へ対応するため、障害者基幹相談支援センターを始めとした障害福祉に係わる社会資源が介護サービス事業所、いきいき支援センター、医療機関等の関係機関と連携することで、高齢化や障害の重度化が進んだ方であっても地域での継続した生活が可能となるように、地域における支援体制の更なる強化を図っていきます。



(6) 発達障害者等に対する支援

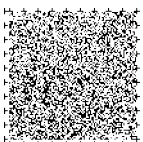
発達障害者又は発達障害児（以下「発達障害者等」という。）が可能な限り、身近な場所において、必要な支援を受けられるように努めます。

(7) 協議会の設置等

16区に設置している自立支援連絡協議会では、部会を設置し地域の課題の改善に取り組むとともに、そこで明らかになった市域レベルで取り組む課題の解決に向けて、4つのブロック連絡会並びに市自立支援連絡会において協議します。また、地域における発達障害者等の課題等について協議を行う発達障害者支援地域協議会の設置を図ります。

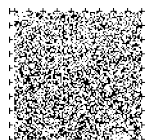
(8) 地域生活支援の充実

障害のある方が、障害のない方と等しく、自らの意思に基づき自立した生活を営み、地域で共生していけるよう、必要なサービス提供基盤を充実するとともに、障害のある方の特性に応じた分かりやすい情報提供や、意思疎通のための手段の確保などの合理的な配慮が図られるよう努めていきます。



3 障害児支援の提供体制に関する基本的な考え方

子ども・子育て支援法に定める「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」との基本理念の下、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、成長発達に即した支援、乳幼児期から学校卒業まで一貫した切れ目のない支援を身近な場所で提供する体制の整備に努めるとともに、事業所の質の向上を図ります。また、成人された後も必要な支援が途切れることがないように、教育機関等の関係機関と連携をとりながら子どもから大人への成長に合わせてサービスの移行が円滑に進むための継続的な支援体制を整えていきます。



3 第4期計画の進捗状況

1 施設入所者の地域生活への移行

平成25年度末時点の施設入所者数1,168人のうち、平成29年度末までに地域移行する目標数180人に対して、平成26年度から28年度末までの地域移行者数は27人(進捗率:15.0%)となっており、目標を大きく下回っていますが、これは、地域移行を促進するための各種方策や地域におけるサービス提供基盤が十分でないことが要因としてあげられます。

施設入所者の減少については、目標とする施設入所者数1,118人に対して、平成28年度末の施設入所者数は1,132人となっており、毎年、施設入所者数が微減している状況から、平成29年度末には目標は概ね達成可能であると見込まれます。

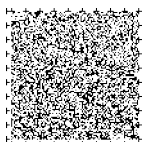
○地域生活への移行状況 (単位:人)

区分	自宅	グループホーム・ケアホーム	福祉ホーム	アパート等	計
第1期計画	28	57	33	9	127
第2期計画	13	33	12	6	64
第3期計画	8	31	2	3	44
第4期計画	3	16	0	0	19
(27年度)	(3)	(12)	(0)	(0)	(15)
(28年度)	(0)	(4)	(0)	(0)	(4)
合計	52	137	47	18	254

※第4期計画は、平成27・28年度の実績

○施設入所者数 (単位:人)

区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	計
26年度	363	801	8	0	1,172
27年度	357	787	10	0	1,154
28年度	352	771	9	0	1,132



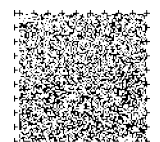
2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成29年度における入院後3か月経過時点の退院率を64%以上、入院後1年経過時点の退院率を91%以上という目標に対して、平成28年6月末では、入院後3か月経過時点の退院率は59.4%、入院後1年経過時点の退院率は91.2%となっています。また、平成29年6月末時点における長期入院者数を、平成24年6月末時点から18%以上減少という目標に対しては、6月末時点における長期入院者数の減少率8.6%となっており、早期退院の促進に係る成果目標（入院後3か月・入院後1年経過時点）は、概ね順調となっていますが、「社会的入院」の解消に係る成果目標（長期在院者）では、一層の移行促進が必要な状況です。

なお、平成18年度から平成28年度にかけて、自立支援医療（精神通院）受給者数が約1.6倍、精神障害者保健福祉手帳所持者数が約2.5倍に伸びており、本市における精神疾患を有する人は増加しております。

○入院後3か月経過時点の退院率及び1年経過時点の退院率（単位：%）

区 分	入院後3か月経過時点 の退院率	入院後1年経過時点 の退院率
第1期計画	18年度	48.8
	19年度	49.8
	20年度	57.9
第2期計画	21年度	59.0
	22年度	61.5
	23年度	61.1
第3期計画	24年度	62.1
	25年度	64.0
	26年度	56.7
第4期計画	27年度	63.4
	28年度	59.4



○長期在院者の減少率

(各年度6月末時点)

区 分	27年度	28年度
減少率 (%)	4.2	8.6

※平成24年6月末時点からの減少率

○市内精神科病院数及び在院患者数

(各年度6月末時点)

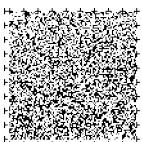
区 分	27年度	28年度
精神科病院数	16か所	16か所
在院患者数 (うち、在院期間1年以上)	4,009人 (2,559人)	3,893人 (2,443人)

○参考

- ・自立支援医療（精神通院）受給者、精神障害者保健福祉手帳所持者数

(各年度末時点)

区 分	18年度	27年度	28年度
自立支援医療（精神通院） 受給者数（人）	21,358	31,934	33,971
精神障害者保健福祉手帳 所持者数（人）	8,978	21,257	22,639

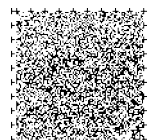


3 福祉施設から一般就労への移行

平成29年度に一般企業等へ就労移行する年度目標数400人に対して、就労移行支援事業所から一般就労への移行者を中心に、平成27年度の移行者は390人、平成28年度の移行者は403人と着実に増加しており、概ね順調に進んでいます。

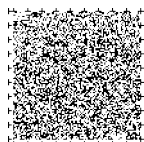
○平成28年度の移行者の状況 (単位：人)

区 分	就労前の状況				計
	就労移行 支援	就労継続 支援 A 型	就労継続 支援 B 型	その他	
身体障害者	27	9	2	7	45
知的障害者	62	10	1	3	76
精神障害者	165	60	13	42	280
難病患者	1	1	0	0	2
合 計	255	80	16	52	403



4 ち いきせいかつ し えんきよてん せい び 地域生活支援拠点の整備

グループホームの居住支援機能に短期入所の地域支援機能を組み合わせた地域生活支援拠点（事業所）に、既存の相談支援等の地域支援機能が連携する面的な整備により、平成29年度末までの目標数4か所に対し、平成28年度末までに1か所整備しました（29年度当初にさらに1か所整備）。障害者等の地域生活支援の充実のため、引き続き、整備を進める必要があります。



5 ち いきせいかつ し えん じゅうじつ 地域生活支援の充実

きょたくかい ことう ほうもんけい
居宅介護等の訪問系サービスについては、へいせい ねん ど み こみりょう
平成28年度の見込量 365,000時間
たい じっせき じ かん み こみりょう したまわ
に対して、実績は309,662時間となっており、見込量を下回っています。

せいかつかい ことう にちちゅうかつどうけい
生活介護等の日中活動系サービスについては、サービス種別によって見込量に
たい じっせき うわまわ したまわ
対して、実績が上回っていたり、下回っていたりしています。

きょじゅうけい
居住系サービスのうち、グループホームの利用者は、へいせい ねん ど み こみりょう
平成28年度の見込量 1,720
にん たい じっせき にん し ないじゅうきよすう へいせい ねん ど み こみりょう しょ たい
人に対して、実績は1,621人、市内住居数は、平成28年度の見込量 360か所に対
して、実績は343か所となっており、いずれも見込量を下回っています。

そうだん し えん じ ぎょう けいかくそうだん し えん じっせき み こみりょう したまわ しょうがい
相談支援事業のうち、計画相談支援の実績は見込量を下回っているものの、障害
ふくし じっせき どう し きゅうけつていしゃ ぜんいん たい けいかくさくせい じょうきょう
福祉サービス等支給決定者のほぼ全員に対して計画作成ができる状況となってい
ます。また、ち いきそうだん し えん じっせき み こみりょう おおはば したまわ ち いき い こう む
地域相談支援の実績は見込量を大幅に下回っており、地域移行に向け
ていっそう とりくみ ひつよう じょうきょう
一層の取組が必要な状況です。

